

奈良市公報

第 14 号

令和元年 11 月 18 日 発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
10 16	287	事業計画のある道路の指定	建築指導課
10 17	288	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10 17	289	放置自転車等の保管	環境政策課
10 18	290	住民票の職権消除	西部出張所住民課
10 18	291	放置自転車等の処分	環境政策課
10 21	292	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
10 21	293	放置自転車等の保管	環境政策課
10 23	294	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
10 24	295	道路の位置指定	建築指導課
10 24	296	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
10 24	297	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
10 24	298	生活保護法の規定による施術者の指定	保護第一・第二課
10 24	299	生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	保護第一・第二課
10 25	300	放置自転車等の保管	環境政策課
10 25	301	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10 28	302	奈良市営墓地使用者の募集	生活環境課
10 28	303	放置自転車等の保管	環境政策課
10 31	304	農用地利用集積計画の決定	農政課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
10 29	8	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
10 29	10	奈良市公報号外第 11 号に掲載	文化財課

農 業 委 員 会			
月	日	番号	件名
10	30	8	農業委員会臨時総会の招集

告 示

奈良市告示第287号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年10月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日

令和元年10月16日

2 指定した道路の名称

市道 区画道路14号線及び市道 区画道路19号線

3 指定した道路の幅員

6.0m

4 指定した道路の延長

71.9m

5 指定した道路の区域

奈良市大森町163番1地先から大安寺七丁目674番7まで

奈良市大安寺七丁目674番7地先から大安寺七丁目675番15まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月17日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	竹本 幸一 奈良市南永井町389番地の8	石川 和利 奈良市南永井町389番地の6

2 変更の年月日

平成31年4月21日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年10月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年10月17日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第290号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和 元年10月18日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人
省略

奈良市告示第 29 / 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和元年10月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和元年10月7日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成31年3月3日、同月5日、同月8日、同月11日、同月14日、同月19日及び同月25日

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和元年10月21日

奈良市長 仲川 元 庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期 別	発送年月日	納期限
平成31年度国民健康保険料督促状	第6期分	令和元年7月19日	令和元年8月2日
平成31年度国民健康保険料督促状	第7期分	令和元年8月20日	令和元年9月3日
平成31年度国民健康保険料督促状	第8期分	令和元年9月20日	令和元年10月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	第9期分	令和元年10月18日	令和元年11月1日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和3年10月29日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年10月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年10月21日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第294号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

令和元年10月23日

奈良市長 仲川 元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
令和元年 10月1日	中室 隆子	医療法人社団誠 明会 永田眼科	奈良市宝来町北山田 1147	眼科 (視覚障害)
令和元年 10月1日	植木 麻理	医療法人社団誠 明会 永田眼科	奈良市宝来町北山田 1147	眼科 (視覚障害)

奈良市告示第295号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年10月24日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	兵庫県川西市火打一丁目9番24号
申請者氏名	榎木 誼
道路の位置	奈良市古市町1670番1、同番2及び同番3の各一部
道路の幅員	最大8.10m 最小8.10m
道路の延長	8.11m
指定年月日	令和元年10月24日
指定番号	第R0105号

奈良市告示第 296 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年 10 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
門野内科胃腸科医院	奈良県奈良市右京四丁目13-21	令和元年 9月10日
やまてクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目1-1ル・シエル学園前北ビル3F305号室B	令和元年 8月31日
株式会社染川薬局	奈良県奈良市中山町西四丁目535-489コーポ学園前101	令和元年 8月12日

奈良市告示第 297 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 10 月 24 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
学園前アイクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目1番1号ル・シエル学園前北ビル3階305号室-B	令和元年 9月1日
株式会社染川薬局	奈良県奈良市中山町西四丁目456番地1	令和元年 8月13日
ウエルシア薬局 奈良法蓮店	奈良県奈良市法蓮町705番地1	令和元年 10月1日

奈良市告示第 298 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年10月24日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
池田 将紀		あんま	令和元年 8月23日
池田 将紀	奈良県奈良市大宮町四丁目 350-2 セイワパレス 新大宮704		

奈良市告示第 299 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月24日

奈良市長 仲川元庸

	指定施術者の氏名		変更年月日
	施術所の名称	施術所の所在地	
旧	長尾 真希 伊藤 守也		令和元年 8月2日
	右京まさき鍼灸整骨院	奈良県奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2F	
新	長尾 真希 伊藤 守也		令和元年 8月2日
	右京まさき鍼灸整骨院	奈良県奈良市右京三丁目22-2	

奈良市告示第300号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年10月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年10月25日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年10月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年7月10日	奈良市指令整開 第18A-15号
平成31年3月12日	奈良市指令整開 第18A-15-1号
令和元年5月8日	奈良市指令整開 第18A-15-2号
令和元年7月9日	奈良市指令整開 第18A-15-3号
令和元年8月2日	奈良市指令整開 第18A-15-4号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為	令和元年10月25日	第1707号
公共施設	令和元年10月25日	第841号

3 開発区域に含まれる地域

【3工区】奈良市中山西二丁目939番38、939番39、939番47及び950番43の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市豊里町42番6号

山形 強志

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 緑地

奈良市中山西二丁目939番38、939番39、939番47及び950番43の各一部

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

令和元年10月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 申込み・受付

(1) 募集区画

寺山霊苑 25区画 (A東募集区14区画、A西募集区7区画、B東募集区3区画)
(C西募集区 1区画)

七条町南山墓地 3区画

(2) 募集内容

ならしみんだより11月号及び奈良市ホームページに掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、生活環境課・各出張所・各行政センター・各連絡所
及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

※ 申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込期間

ア 持参による申込みの場合

令和元年11月1日(金)から11月25日(月)まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出先：奈良市役所市民生活部生活環境課(奈良市役所東棟1階)

イ 送付による申込みの場合

令和元年11月1日(金)から11月25日(月)【必着】

送付先：奈良市役所市民部生活環境課

(5) 申込時間

持参による申込みの場合

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申込みの場合 申込書に必要事項を記入のうえ、抽選結果送付用94円
切手1枚と共に申込場所に提出してください。

イ 送付による申込みの場合 申込書、受付控送付用84円切手1枚及び抽選結果送付
用94円切手1枚を同封し、送付してください。

ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込ん
でください。

エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込んでください。

オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでください。

カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

キ 申込み状況の間合せについては原則お答えできません。

ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

ケ 当選後の辞退は特別な理由がない限り認めません。

※ 申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

2 公開抽選（申込者多数の場合）

(1) 抽選日時

令和元年12月2日（月）午前10時から

(2) 抽選場所

奈良市役所北棟2階第16会議室

(3) 抽選結果については、封書で通知します。

(4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

(1) 申請期間

令和元年12月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請場所

奈良市役所市民生活部生活環境課（奈良市役所東棟1階）

(4) 当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの）及び印鑑を持参してください。

(5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

4 墓地使用料の払込み

(1) 納付期限

令和2年1月10日（金）まで

(2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。

(3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用開始

令和2年2月1日（土）から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市役所市民部生活環境課

0742-34-3502（ダイヤルイン）

奈良市告示第303号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年10月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年10月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 304号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和元年10月31日

奈良市長 仲川 元 庸

監 查

奈良市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年 10 月 29 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

廃棄物対策課

監査結果公表日 平成 30 年 4 月 2 日（奈良市監査委員告示第 4 号）

措置結果通知日 令和元年 10 月 8 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) 現金実査を実施したところ、数年前に郵送にて寄付を受けた現金を、寄付目的が所管業務ではないとして課内の手提げ金庫内で保管していた事例があった。</p> <p>受領した現金は寄付目的の所管課に速やかに引き渡すとともに、所属長は金庫内の保管物を把握し、管理を徹底されたい。</p>	<p>(2) 寄付目的が所管業務ではないとして課内の手提げ金庫内で保管していた現金について、寄付目的の所管課を探しましたが、適切な引受先が見つかりませんでした。そのため、当課にて入金手続きを行い、特定の使用目的を持たない一般寄附として、平成 31 年 3 月 4 日に市の歳入としました。</p> <p>また、手提げ金庫内の保管物の把握、管理を徹底するよう改めました。</p>
<p>(3) 清掃総務費の切手類受払簿を査閲したところ、8 月以降、月末の所属長による残高等の確認印がなく、また、受払簿に記載されている切手の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。さらに、7 月までの確認印が金額の上に押印されており、確認印であるのか訂正印であるのかわかりにくい状態であった。</p> <p>このような押印では、金額訂正として利</p>	<p>(3) 令和元年度から、切手類については、毎月末に受払簿に記載されている切手の残枚数と実際の残枚数が一致しているか所属長が確認を行い、確認印を押印しております。また、確認印が訂正印であるのかわかりにくい状態にならないよう、金額の上に押さないように改めました。</p>

<p>用されるリスクがあることを十分に認識されたい。また、切手類は金銭等価物であるため、所属長は、受払簿の記載内容と実際の残枚数について確認されたい。</p>	
---	--

危機管理課

監査結果公表日 令和元年6月28日（奈良市監査委員告示第5号）

措置結果通知日 令和元年10月8日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(3) 対策維持経費の委託料について関係書類を査閲したところ、備品購入費から予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。</p> <p>支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。</p>	<p>(3) 防犯カメラ管理経費の手数料について、奈良市安全安心まちづくり推進経費の印刷製本費から流用した際、予算流用通知書の確定日以後に支出負担行為書を起票し、執行しました。予算流用を行う際は、予算流用の確定により予算が定まってから支出事務を進め、適正に処理するよう徹底します。</p>

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 8 号

令和元年11月奈良市農業委員会臨時総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和元年10月30日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

1 日 時

令和元年11月6日（水曜日） 午後1時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 奈良市農業委員会農地パトロールについて
- (2) 農地利用状況調査の実施について